



いわゆる

偽装請負 とは

事業主間の契約の形式が請負契約や業務委託契約であるにもかかわらず、発注者が、受託者の労働者に対して指揮命令を行い、労働に従事させているなど、実態として労働者派遣と同じ状態になっているもの。

労働基準法や労働安全衛生法などの法で定められた事業主の労働者に対する責任の所在があいまいになることにより、労働者に不利益をもたらすおそれがあります！

偽

偽

偽

偽

偽

偽

たとえば、自分の雇用主ではない会社の人から

- ☑ 具体的な仕事の進め方を指示される。
- ☑ 仕事の出来や仕上がりについて評価される。
- ☑ 仕事の分担や人の配置を指示される。
- ☑ 日常的に技術指導を受ける。
- ☑ 勤務日や作業時間を管理される。

☞ それ、**偽装請負** かもしれません。

労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド

検索

※適正ではない請負の事例について、Q&A形式でまとめた冊子をご覧くださいことができます。



☑ チェックしなくちゃ。労働環境。

厚生労働省 大阪労働局 需給調整事業部